

〔繪師草紙〕當寺勝寺法の上卿の第にまいりて中まめやかに悲涙をながしつゝ、申ければ、上卿いそぎ奏給ける、勅答にはおはれみおぼしめされけるにや、本の伊州を還給べきよしうけ給るこそ先畏おぼえしか、

〔伊豫古蹟志外傳〕郷道郡管轄

以國統道、以道統郡、以郡統郷、以郷統邑焉。島嶼或屬于郡、或屬于郷、或屬于邑。今所管國分爲三矣。東伊豫者二郡、宇麻新居是也。西伊豫者二郡、宇和喜多是也。中伊豫者十郡、周布、桑村、越智、野間、風早、和氣、温泉、久米、浮穴、伊與是也。分爲郡者十四、屬于二道矣。以温泉和氣、久米、浮穴、伊與、宇和、喜多爲道后也。以越智、桑村、野間、風早、新居、宇麻、周布爲道前也。略

〔平家物語〕飛きやくたうらいの事

ひこの國の住人ぬかの入道西じやくは、平家に心ざしふか、りければ、其勢三千よきで、いよの國へをしわたり、道前道後のさかひなる、たかなうの城にをしよせて、さんぐにせめければ、河野の四郎通きよ討死す、

〔諸家文書纂〕伊豫國道後七郡之事、爲守護職可有管領、道前之事者、申付佐々木三郎盛綱候、諸事申合可有沙汰候、得能冠者事者勿論也、恐々謹言、

元曆二年文治元年七月廿八日

河野四郎殿通

賴朝御判

〔鹿苑院殿嚴島詣記〕康應元年三月十一日、安藝と周防のさかひの川の末の海づら過て、周防の國岩國ゆふむろ岡などいふ所々きたにみゆ、しろの島伊豫の國道前。の山など南にあたりて霞つ、浪の上もうちけぶりたり、

〔南海通紀〕藝州兵船涉豫州記